

利府西中学校いじめ防止基本方針

平成26年 1月

利府町立利府西中学校

(最終改訂令和 8年3月)

目 次

はじめに	
I いじめの定義	2
II いじめの理解	3
III いじめの防止等に関する基本的考え方	4
1 いじめの防止	4
(1) 基本的考え方	4
(2) いじめの防止のための措置	4
2 早期発見	6
(1) 基本的考え方	6
(2) いじめの早期発見のための措置	6
3 いじめに対する措置	7
(1) 基本的考え方	7
(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応	8
(3) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援	8
(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言	9
(5) いじめが起きた集団への働き掛け	11
(6) ネット上のいじめへの対応	11
4 その他の留意事項	12
(1) いじめ対策年間指導計画等	12
(2) 組織的な指導体制	12
(3) 校内研修の充実	12
(4) 校務の効率化	12
(5) 学校評価	13
(6) 地域や家庭との連携について	13
(7) いじめ関係資料の作成及び保存期間	13
(8) 関係機関との情報交換	13
(9) 子供の自殺対応	13
IV いじめの防止等の対策のための組織	13
1 「いじめ問題対策委員会」の設置	14
2 「いじめ問題対策委員会」の設置のねらい	14
3 「いじめ問題対策委員会」の基本方針	14
4 「いじめ問題対策委員会」の構成	14
5 「いじめ問題対策委員会」の構成員の役割	15
V 重大事態発生に係る調査を行うための組織	17
1 「いじめ問題調査委員会」の設置（学校の下に設置する場合）	17
(1) いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた 疑いがあると認められるとき	17
(2) いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、 早退することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき	17
(3) その他	17
2 「いじめ問題調査委員会」の役割	17
3 「いじめ問題調査委員会」の構成	17
(1) 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合	17
(2) 学校の設置者が調査主体となる場合	18
VI 重大事態発生に係る調査	19
1 事実関係を明確にするための調査の実施	19
2 調査の方法	19
(1) いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合	19
(2) いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合	19
(3) 調査を行う際のその他の留意事項	19
3 調査結果の提供及び報告	20
(1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	20
(2) 調査結果の市町村長への報告	20
(3) いじめた生徒及び保護者への説明	20
(4) 他の保護者への対応	20
4 その他の留意事項	20
(1) 地域住民等への対応	20
(2) マスコミへの対応	21
(3) その他	21
<資料1> いじめ発見のための学校生活アンケート	25
<資料2> 教育相談体制	27
<資料3> いじめ発見のためのチェックシート例（保護者用）	29
<資料4> 教師用・学校用チェックシート	30
<資料5> いじめ対策年間計画	32
<資料6> 学校評価の進め方	33
<資料7> 重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」（例）	34
<資料8> いじめの認知と対応の記録一覧	36

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、本校生徒の尊厳を保持するため、利府町・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、学校いじめ防止基本方針を策定するものである。

I いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が行われたときのいじめを受けた生徒や周辺の状況等表面のみにとらわれることなく、いじめを受けた生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また、いじめを受けた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた生徒や周辺の状況等を客観的に確認することにも配慮する。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動時の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指している。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた生徒の感じる被害性に着目して見極めるようにする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない

いケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

加えて、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合について、いじめに当たると判断した場合は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

Ⅱ いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やクラブ活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努める。

Ⅲ いじめの防止等に関する基本的考え方

1 いじめの防止

(1) 基本的考え方

未然防止の基本は、生徒一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は、その環境をつくるために、全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進していく。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げられるように、学校の取組を定期的なアンケートを実施したり日常的な生徒の行動の様子を把握したりして適宜評価し、それを基に改善を検討していくPDC Aサイクルに基づく取組を継続していく。

(2) いじめの防止のための措置

① いじめについての共通理解

学校全体においていじめについての共通理解を図るため、以下のことを行う。

【「学校いじめ防止基本方針」策定のための資料 5】① P9参照】

- ・ 職員会議や校内研修において、本校生徒のいじめの実態、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について確認する。
- ・ 全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成していく。また、何がいじめにつながる行為なのか等を具体的に列挙して校舎内に掲示し啓発を図る。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、地域の方々の協力を得ての職場体験学習や宿泊体験学習など【「学校いじめ防止基本方針」策定のための資料 5】② P9参照】の社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重しようとする態度を養う。

また、授業や係活動、清掃当番活動など日常の学校生活全般をとおして、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスや特異な人間を排除しようとする心理が大きくかかわっている。このことを踏まえ、授業についていけない焦り

や劣等感などが過度なストレスとならないよう、生徒一人一人の理解の状況だけでなく心情にも配慮しながら、どの生徒も分かる喜びが味わえる授業づくりを進める。

さらに、生徒が学校生活の中でストレスを感じた場合でも、それを他人に直接ぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させる。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、教科指導、特別活動、クラブ活動などにおいて、達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異校種間等で適切に連携して取り組む。

⑤ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、「いじめをなくすためのアピール文」（十符っ子ブラザーシップ制定 P13参照）等を基に、いじめの防止を訴えるような、生徒会の取組を推進する。この際、教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になるよう適切な支援や助言を行い、生徒の取組を陰で支える役割に徹する。「みやぎ小中いじめ防止動画コンクール」への参加。

2 早期発見

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、学校の内外にかかわらず地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 実態把握、情報共有

いじめに関する情報を得るために、以下のことに取り組む。

【「学校いじめ防止基本方針」策定のための資料 ⑤ ③ P9参照】

- ・ 授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の生徒の様子に目を配る。
- ・ 個人ノートや生活ノート、日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ・ 月に1回、学校生活アンケート調査〈資料1、P23・P24参照〉を実施し、いじめの実態把握に取り組む。いじめと感じると答えた生徒については全ていじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告する。(月例報告等)
- ・ 放課後などに教育相談〈資料2、P25・26参照〉の機会を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・ PTA総会、学年・学級懇談会、家庭訪問などの機会に、いじめ防止に関する啓発を行うとともに、年間計画に明記した保護者アンケート(いじめチェックシート〈資料3、P27参照〉)を実施し、いじめの実態把握を幅広く行う。
- ・ 集まったいじめに関する情報は、いじめ・不登校担当が集約し、教職員全体で共有する。

② 体制整備とその点検

生徒や保護者が、いじめに関して教職員に相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒や保護者との信頼関係を築くようにする。

また、教職員が生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、学校のいじめの早期発見の体制が適切に機能しているかななどを教師用のいじめチェックシート〈資料4、P28～P30参照〉を活用し、定期的に体制を点検する。

③ 特に配慮が必要な生徒への対応と支援

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進する

とともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・ コロナウイルス感染等に関連する差別意識や差別的な言動によるいじめの早期発見・未然防止に努める。

3 いじめに対する措置

(1) 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① 生徒の安全確保

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつ。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

② 組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、ケース会議を開いて、直ちに共有する。その後は、いじめ・不登校担当が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。また、場合により、学校内外の委員で構成されている「いじめ問題対策委員会」を開き、【「学校いじめ防止基本方針」策定のための資料 [5](#)】④ P9参照】対処する。

③ 警察との連携

いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導に

より十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と連携して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめを受けた生徒またはその保護者への支援

① いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒には、まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をする。その際、つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。担任等は、教師は絶対的な味方であることと、具体的支援策を示す。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

② 保護者に事実関係を伝える

家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。また、いじめを受けた生徒が不安を感じるときなどは、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、安全の確保やその他具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るように努める。保護者の心情に配慮した発言を心掛け、保護者との信頼関係を構築するように努める。

③ 教育環境の確保

いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが継続している場合にいじめた生徒を別室において指導することとしたり、出席停止制度¹を活用したりするなど、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、いじめを受けた生徒の心理的ケアがさらに必

¹ 生徒の出席停止（学校教育法第35条）

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認められる生徒があるときは、その保護者に対して、生徒の出席停止を命ずることができる。

一 他の生徒に障害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

二 職員に障害又は心身の苦痛を与える行為

三 施設又は設備を損壊する行為

四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

④ 支援等の継続

いじめが解決したと思われる場合でも、3か月間を目安に継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

3か月間の注意期間後は、必ずケース会議を行い、さらに注意期間の継続又は終結の判断を行う。その際、いじめが解消しているかの判断は、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことと、さらに保護者に対しても心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認を行う。

(4) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

① 再発防止

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

② 保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。情けなさや自責の念、今後への不安等の保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③ いじめた生徒への指導等

担任等は、いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、まずいじめがあったことを確認する。

いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめられている生徒のつらさに気付かせる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導を行う。

また、当該生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。指導後もいじめを繰り返すなどのいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室等で特別の指導計画による指導を行うほか、教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。

心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察と連携して対処するとともに、町教育委

員会と連携し出席停止制度を活用するなど、毅然とした対応をする。

重大な事案に発展するおそれがあるときは、直ちに警察に通報する。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒等を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働き掛け

① 「観衆」「傍観者」を作らない指導

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

さらに、学級活動等で、MAPや構成的グループ・エンカウンターの手法を取り入れた仲間づくり活動により仲間との絆の大切さを実感させたり、無視されるなどいじめの疑似体験（ロールプレイング）などによりいじめを受けることは苦痛であることについて実感を伴って理解させたりするなど、五感に訴える指導を積極的に取り入れる。【「学校いじめ防止基本方針」策定のための資料 ⑤ ⑤ P9参照】

② 望ましい集団づくり

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪を指すものではなく、被害生徒と加害生徒との関係修復、そして、いじめにはかかわっていない生徒を含めて、学級や学年の生徒との関係が良好になり、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

① 不適切な書き込みへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置を取るに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

② ネットパトロールと情報モラル教育

早期発見の観点から、宮城県教育委員会や町教育委員会と連携するとともに、自校

職員によるネットパトロール等を実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、仙台北務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や「宮城県24時間いじめ相談ダイヤル」、教育事務所（地域事務所）の相談窓口等、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、無料通話アプリ、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見されにくいため、予防として、学校における情報モラル教育を進めるとともに、通信企業の携帯電話等の使用に係る「安全教室」や宮城県警の協力による「ネット被害未然防止」の講話を行い【「学校いじめ防止基本方針」策定のための資料 ⑤ ⑥ P9参照】、生徒のみならず保護者に対してもネット利用に係る危険性について啓発していく。

4 その他の留意事項

（1）いじめ対策年間指導計画等

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画（資料5、P32参照）を作成する。作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

（2）組織的な指導体制

いじめの問題に適切に対応するため、校長を中心とした全教職員が一致協力できる体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家を加える。

（3）校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を年間指導計画に位置づけて実施する。

（4）校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整え、校務の効率化を図る。

(5) 学校評価

いじめへの対応に係る学校評価においては、P D C Aサイクルに基づいて評価する（資料6、P33参照）。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組の状況を評価し、その評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

(6) 地域や家庭との連携

P T A総会や学年・学級懇談会などにおける学校基本方針の説明により、地域や保護者に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信の地域への回覧等を通じて地域や家庭との緊密な連携体制を維持する。【「学校いじめ防止基本方針」策定のための資料 5 ⑦ P9参照】

(7) いじめ関係資料の作成及び保存期間 ※平成29年度から実施

- いじめアンケートの質問票
 - ・ いじめアンケートの質問票の原本のうち、いじめと認知されたものを台帳に綴る。保存期間は卒業するまで。
 - ・ 台帳名は「令和〇〇年度入学児童（生徒）いじめの認知『アンケートの質問票の原本』」とする。
- 「いじめの認知と対応の記録一覧」
 - ・ 台帳名は「令和〇〇年度入学児童（生徒）いじめの認知と対応の記録一覧」とする。保存期間は卒業後5年。
- 様式については、〈資料8〉
- 「いじめの認知と対応の記録一覧」については、翌年度の4月まで利府町教育委員会へ写しを1部提出する。

(8) 関係機関との情報交換

- ・ 利府町教育委員会との情報交換を定期的に月1回程度行う。

(9) 子供の自殺対応について〈資料9〉

IV いじめの防止等の対策のための組織

1 「いじめ問題対策委員会」の設置（P13、14参照）

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

2 「いじめ問題対策委員会」設置のねらい

- いじめ問題や生徒の生活について学校内外の視点から検討し、生徒が明るく生活できる環境づくりのための実践を目指す。

3 「いじめ問題対策委員会」の基本方針

- 学校基本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめ問題の防止対策や対応の仕方について検討する。
- 生徒の学校内外の生活や遊びについて情報交換を行い、望ましい生徒指導の在り方について検討する。校内のいじめの状況を把握し、防止対策や対応の仕方について検討する。緊急時に対策会議を開き対応を協議する。

4 「いじめ問題対策委員会」の構成

構成員は以下のとおりとする。【「学校いじめ防止基本方針」策定のための資料 5 ⑧

P9参照】

<学 校から> ・校長（委員長）、教頭（副委員長、事務局長）、教務主任（司会、案内状の発送）、生徒指導主事、いじめ・不登校担当（資料の作成、事例報告）、学年主任、安全教育主任、保健主事、養護教諭、該当担任（※必要に応じて）
<PTAから> PTA会長（副委員長）、PTA副会長、各学年委員長
<地 域から> 行政区長、民生児童委員、各子供会会長
<関係機関から> 菅谷駐在所、教育相談員（※必要に応じて）
<生 徒から> ※必要に応じて

◆十符っ子ブラザーシップアピール文（平成18年12月14日制定）

いじめをなくすためのアピール文

「町は一つの学校」 十符っ子ブラザーシップはいじめをなくしていきます。

- わたしたちは、自分がされていやだと思うこと、相手がいやだと思うことはしません。
- わたしたちは、「からかうこと」「見て見ぬふりをする事」はしません。
- わたしたちは、勇気をもって、いじめを止めます。

5 「いじめ問題対策委員会」の構成員の役割

1 いじめ防止のための措置

〈学級担任〉

- ・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてる、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。
- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながらないよう、指導の在り方に注意を払う。

〈養護教諭〉

- ・学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

〈いじめ・不登校担当〉

- ・いじめ問題について校内研修や会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

〈管理職〉

- ・全校集会などで、校長がいじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面を積極的に設けるよう教職員に働き掛ける。
- ・生徒会によるいじめ根絶集会など、生徒が主体的に参加する取組を推進する。

2 早期発見のための措置

〈学級担任〉

- ・生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の変化や危険信号を見逃さない。
- ・休み時間や放課後の生徒との交流や日記等を通じ、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

〈養護教諭〉

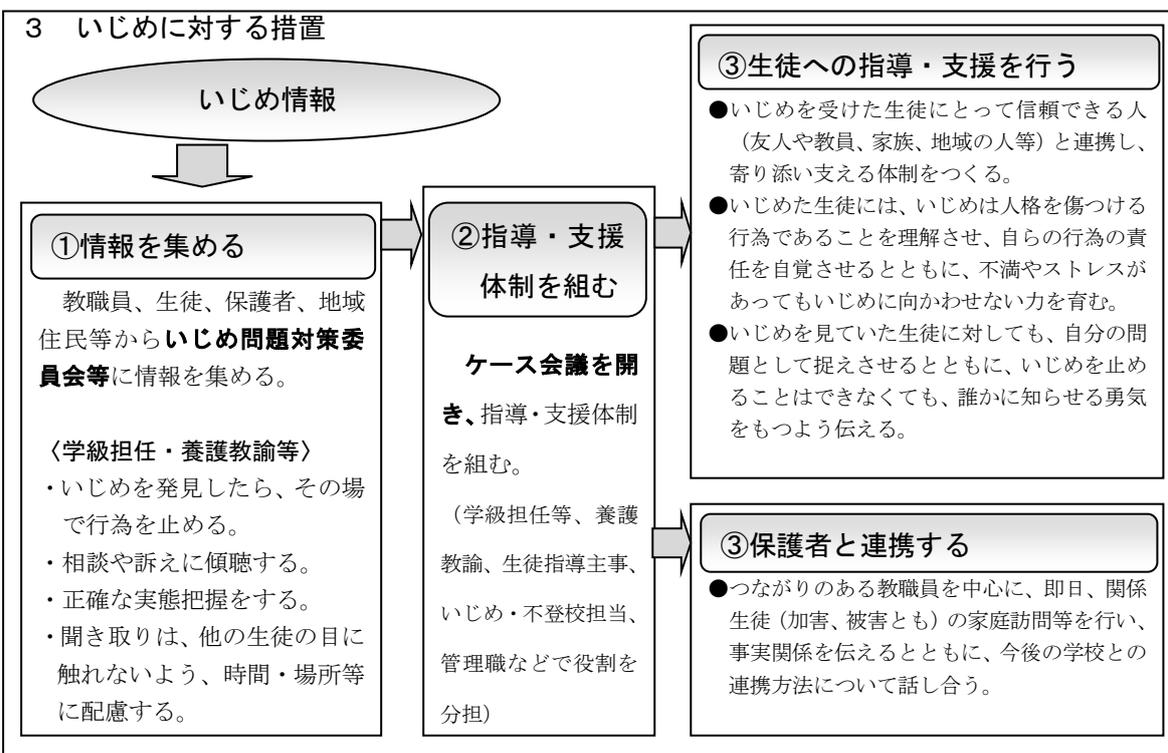
- ・保健室利用の生徒の会話等で、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

〈生徒指導主事、いじめ・不登校担当〉

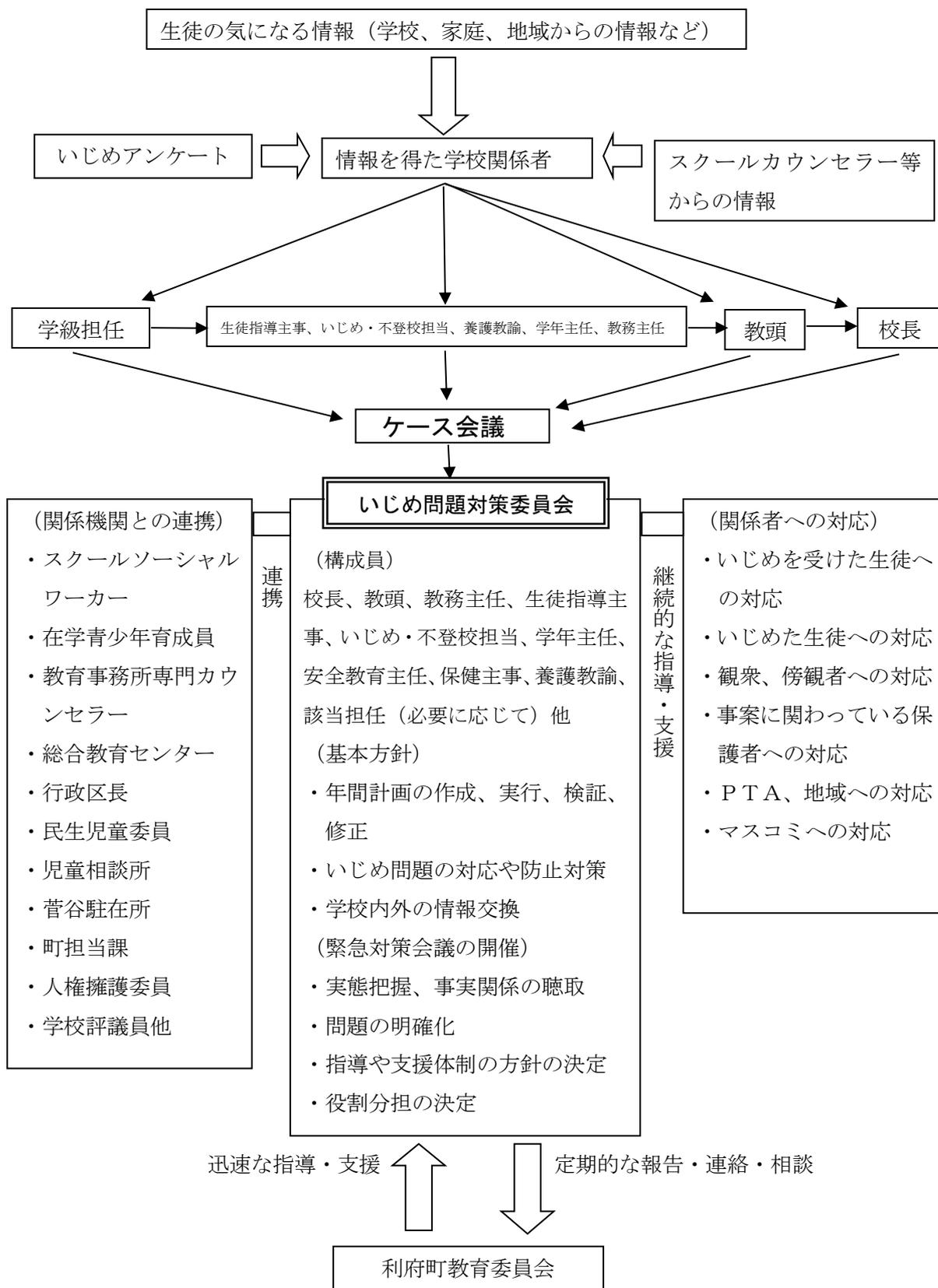
- ・定期的なアンケート調査（すくすくアンケート）や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口についての周知を図る。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の巡回等において、異常の有無を確認する。

〈管理職〉

- ・生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・校内の教育相談体制が機能しているか定期的に点検する。



【いじめ問題対策委員会】



V 重大事態発生に係る調査を行うための組織

1 「いじめ問題調査委員会」の設置（学校の下に設置する場合）

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、「いじめ問題調査委員会」を設置する。

(1) いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等の重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合など

(2) いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(3) その他

生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 「いじめ問題調査委員会」の役割

- 発生した事案が重大事態であると判断したとき、当該重大事態に係る調査を行う。
- 調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

3 「いじめ問題調査委員会」の構成

(1) 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合

① 構成員

町教育委員会の指導の下に、以下の「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて、「いじめ問題調査委員会」の構成員を決定する。【「学校いじめ防止基本方針」策定のための資料 5 ⑨ P9参照】

(例)

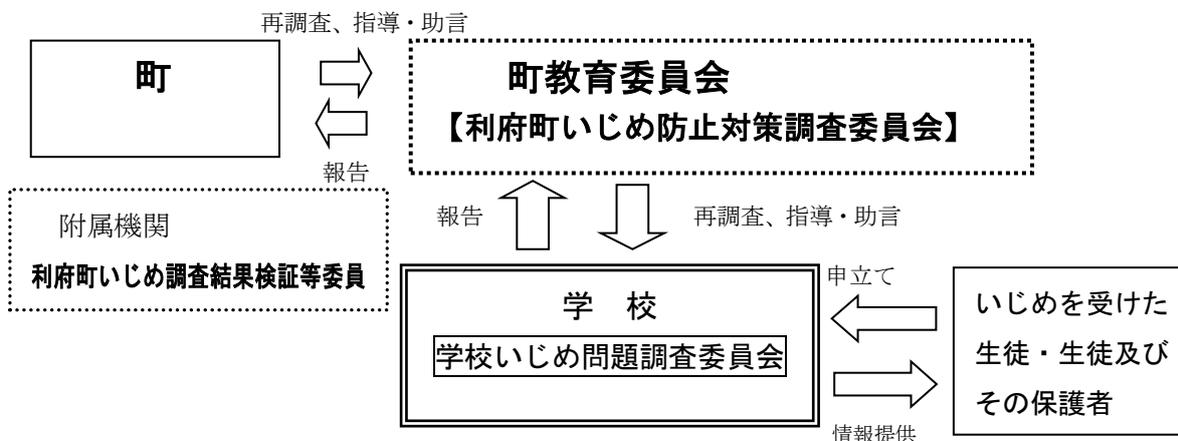
<いじめ問題対策委員会>・・・母体として

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、いじめ・不登校担当、学年主任、安全教育主任、養護教諭、その他の関係職員（学級担任、部活動担当教員等）

<適切な専門家>・・・町教育委員会の指導を受けて

弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）

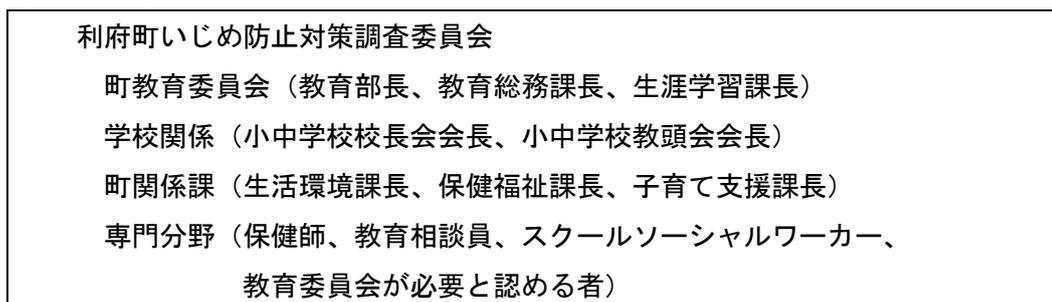
【いじめ問題調査委員会】（いじめ問題対策委員会を母体とした場合）



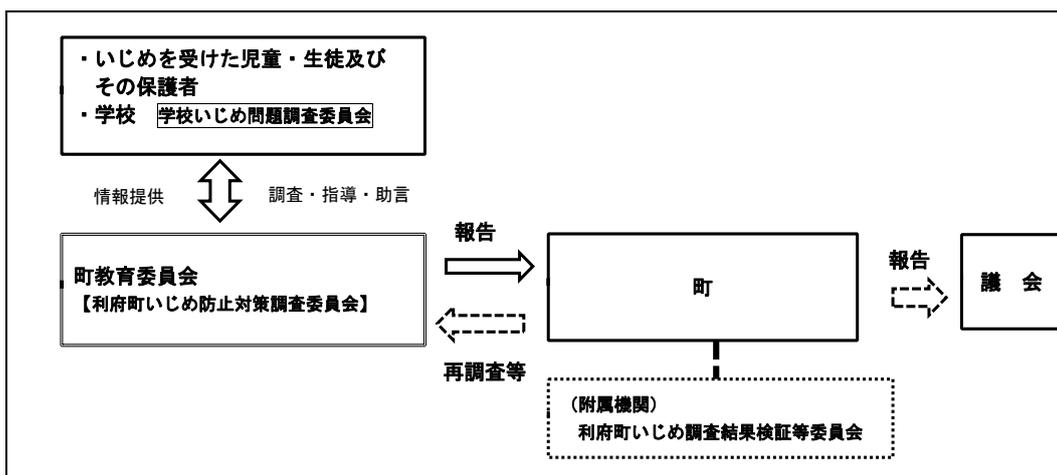
(2) 学校の設置者が調査主体となる場合

【「学校いじめ防止基本方針」策定のための資料 ⑤ ⑩ P9参照】

① 構成員



② 組織図



VI 重大事態発生に係る調査

1 事実関係を明確にするための調査の実施

- 「いじめ問題調査委員会」は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

また、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

- 学校は、町教育委員会に設置される附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

※ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと設置者が判断する場合、又は、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は町教育委員会において調査を実施する。

2 調査の方法

(1) いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ① いじめを受けた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う（資料7、P33～34参照）。この際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ② 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ③ いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ④ 調査を行うに当たっては、町教育委員会の指導・支援の下、対応に当たる。

(2) いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(3) 調査を行う際のその他の留意事項

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場

合は、この限りではない。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。
- これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

(2) 調査結果の町長への報告

調査結果については、町教育委員会を通じて町長へ報告する。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町教育委員会を通じて町長に送付する。

(3) いじめた生徒及び保護者への説明

随時、学校への呼び出しを行うとともに、必要に応じて、家庭訪問を行う。

(4) 他の保護者への対応

P T A役員等との相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることが明らかな場合は、緊急の説明会を開催し、状況説明を行う。

4 その他の留意事項

【「学校いじめ防止基本方針」策定のための資料 **5** ⑪ P9参照】

(1) 地域住民等への対応

- ・ 地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意をもって対応する。必要に応じて、電話対応者と電話対応内容のメモをとる職員を決めておく。
(例) 電話対応者を教頭とし、電話の内容を教務主任がメモをとる。

(2) マスコミへの対応

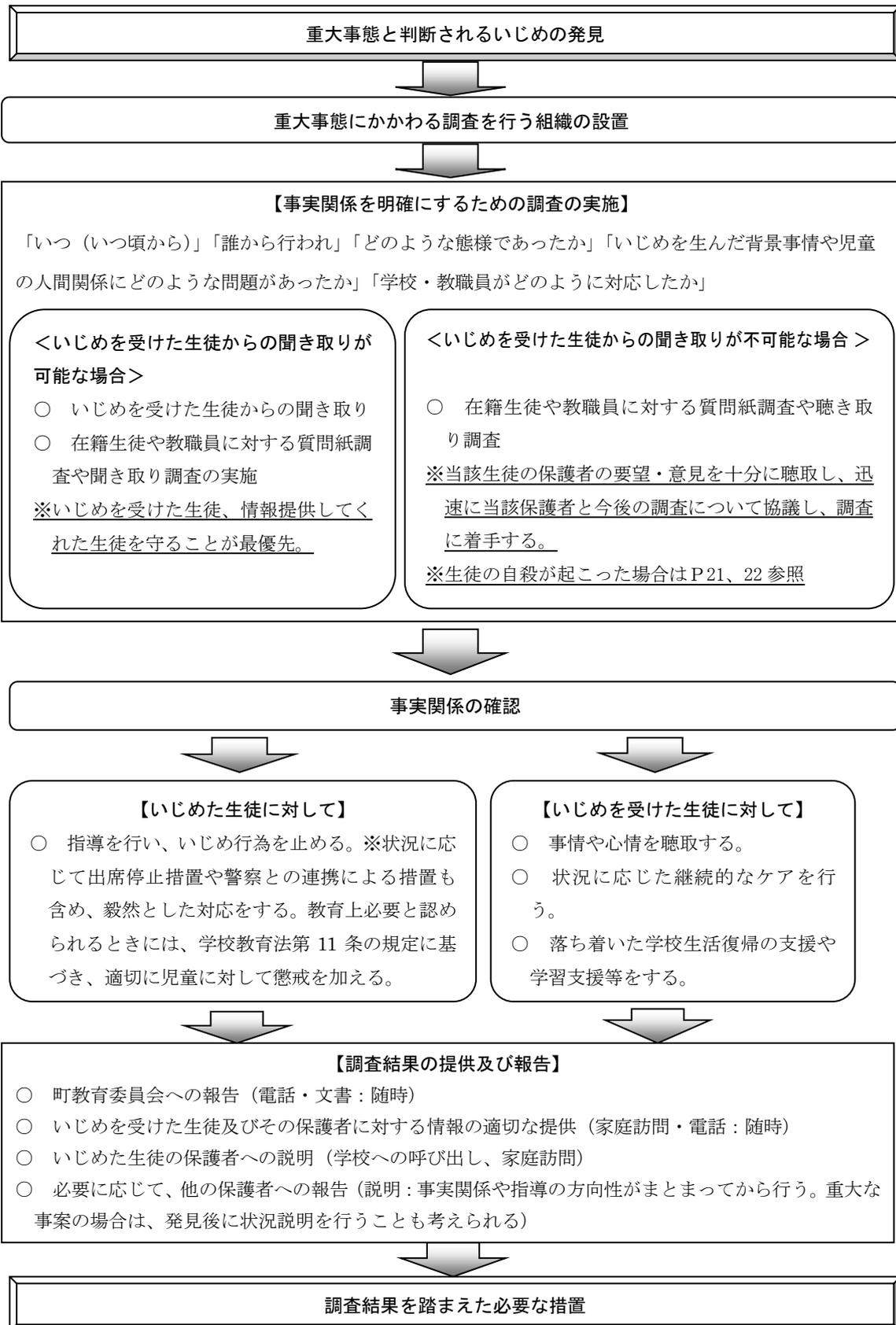
- ・ マスコミや報道機関へ電話対応は、原則、教頭が対応する。特に即答を

避け、「取材時間、取材場所等」を決めて、町教育委員会の指導を受けた上で、マスコミの取材に応じる。

(3) その他

- ・ 生徒の心のケアに配慮するために、必要に応じて、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を町教育委員会をとおして要請する。
- ・ 調査結果記録のほか、電話対応やマスコミ対応の記録も保管する。

＜事実関係を明確にするための調査のフロー＞※P17～19 の取組の流れを図式化したもの



＜参考＞ 生徒の自殺という事態が起こった場合（いじめがその要因として疑われる場合）の「自殺の背景調査」における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にするものとする。

① 遺族に対して

- ・ 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

② 調査内容・方法について

- ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。
- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

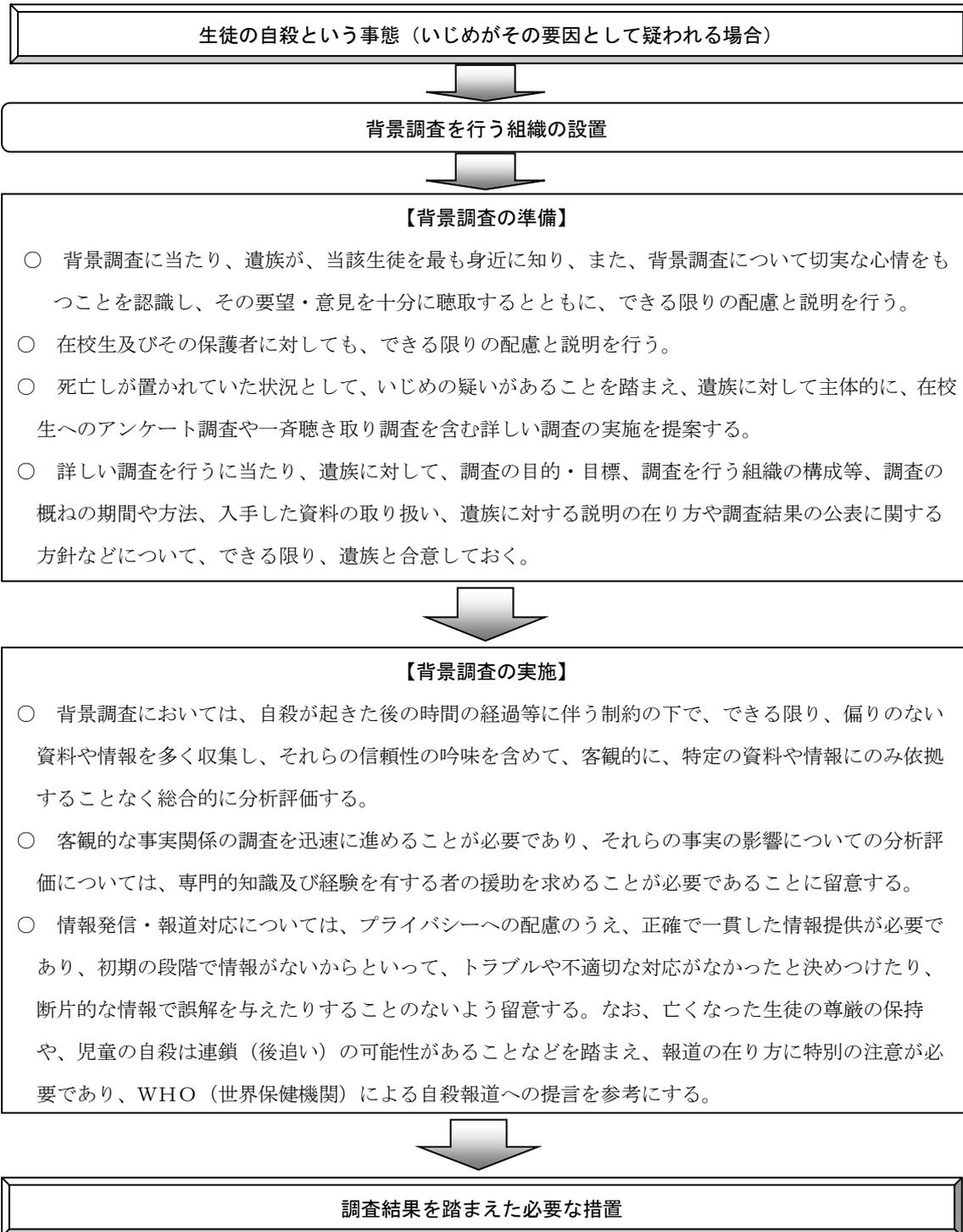
③ 調査組織について

- ・ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④ 情報発信・報道対応について

- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

＜自殺の背景調査のフロー＞※P21 の留意事項を図式化したもの



【資料1 学校生活アンケート】

学校生活アンケート

R8. 1. 22 配付

今月の学校生活アンケートははじめについて重点的に質問します。また、相談事、心配事がありましたら遠慮せず書いてください。一人で抱え込まないで必ず話して下さい。

選択欄は、○で選択肢を囲み、記述欄は全ての項目に記入してください。

① あなたの学年は？ _____年 あなたの学級は？ _____組 出席番号 _____番

学校での生活の様子について答えてください。

② あなたは、この1か月の間にいじめや嫌がらせを受けましたか。または受けていますか。

受けた 現在受けている いいえ

あてはまるもの全てに○をつけてください。

- ・悪口を言われたり脅かされたりする。
- ・仲間はずれにされたり無視されたりする
- ・ぶたれたり、けられたりする
- ・お金や物を取られる
- ・持ち物を隠されたりこわされたりする
- ・嫌なことやはずかしいことをさせられる
- ・その他()

③ あなたのまわりにいじめを受けて困っている人はいますか。

いる いない

いる場合 ~具体的に書けることがあれば書いて下さい。~

あなた自身のことについて答えてください。

④ あなたがいま思っている不安なこと悩んでいること、相談したいことを書いてください
秘密は守ります。どんなことでも書いてみてください。クラスのこと、部活動のこと、学習のこと友だちとの関係や家のことについてなど諸々です。

⑤ スクールカウンセラーや外部機関との面談（相談）を希望しますか。

はい いいえ

二つ折りで回収します。

●「いじめられていると感じる」又は「まわりでいじめられている人がいる」等でチェックされている場合は、追調査等を行う。追調査として、見取り、面接、再調査などを実施する。

〈資料2〉教育相談体制

1 校内における教育相談体制

(1) 教育相談に当たって

- ① 一人一人の児童生徒の自己実現を目指し、本人又はその保護者などに、その望ましい在り方を助言する。
- ② 教育相談に当たっては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、教育活動の実践の中に生かしていく。

(2) 教育相談担当教員の配置

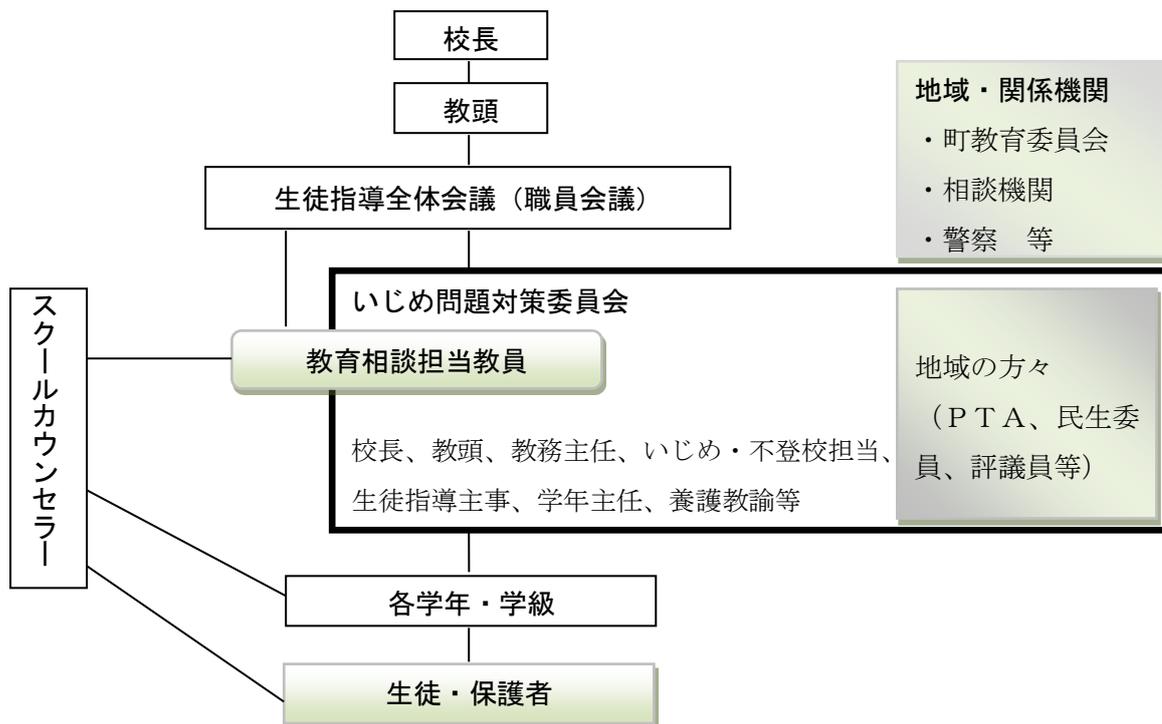
- ① 校内体制の連絡・調整に当たるコーディネーター役として、教育相談担当教員を置く。
- ② 担当
いじめ・不登校担当が担当する。
※ 担当は、このほか生徒指導主事、養護教諭やスクールカウンセラー担当教員等、校内の体制や事情により、様々に考えられる。
- ③ 主な役割
 - ・生徒や保護者に対する教育相談
 - ・生徒理解に関する情報収集
 - ・事例研究会や情報連絡会の開催
 - ・校内研修の計画と実施
 - ・町教育委員会や学校外関係機関との連携のための調整及び連絡

(3) スクールカウンセラーとの連携

以下の場面や機会でスクールカウンセラーを積極的に活用することで、生徒及び保護者の理解を図り、適切な対応につなげられるよう努める。

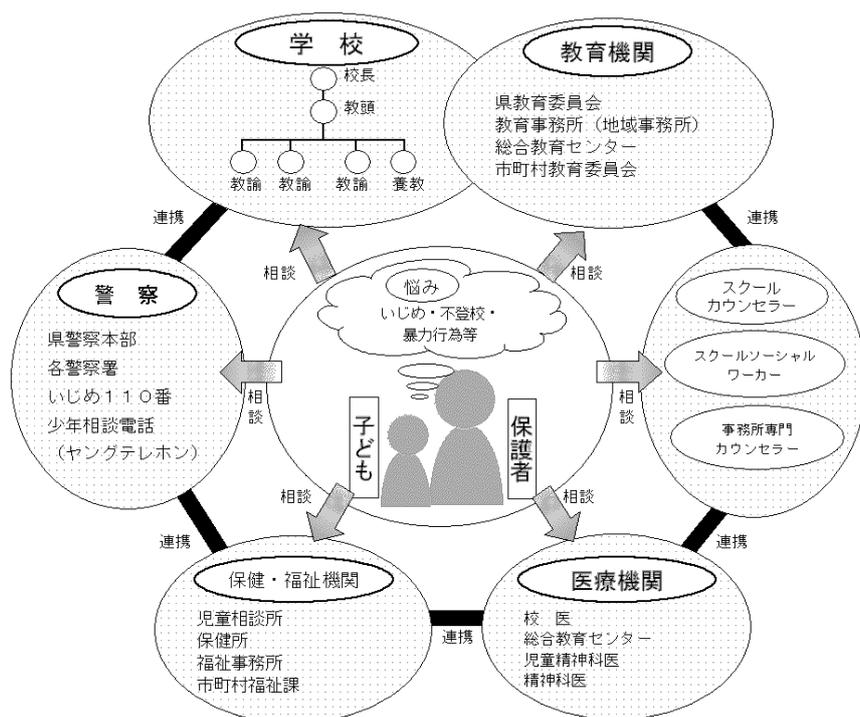
- ・生徒の不安や悩みについて、専門的・多角的に理解する。
- ・生徒のコミュニケーションスキルを高めるかかわりを図る。
- ・保護者との面談を通して、より一層の生徒理解を図る。
- ・関係機関との橋渡しをする。
- ・小中連携における情報共有の補助を行う。
- ・教員の研修やスキルアップを図る。
- ・生徒・保護者への心理教育をする。

(4) 教育相談に係る校内組織



2 各相談関係機関との連携

各相談関係機関との連携を図り、相談者（生徒、保護者等）の相談窓口を広く確保する。



＜資料3＞ 学校生活アンケート（保護者用） （生徒氏名 ）
 お子さんに当てはまり、心配な項目に○印を記入してください。
 該当しない場合は生徒氏名のみ記述のうえ提出をお願いします。

	チェック項目	心配です
1 朝 の 様 子	(1) 登校時間が近づくと、体調不良を訴える。	
	(2) 疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。	
	(3) いつもと違って、朝食を食べようとしなない。	
	(4) 登校時間が近づくと、体調不良を訴える。	
	(5) いつも特定の友達が迎えに来て、うれしそうではない。	
2 登 下 校	(1) 友達の荷物を所持されている。	
	(2) 一人で登校（下校）するようになっている。	
	(3) 遠回りして登校（下校）するようになっている。	
	(4) 途中で家に戻ってくる。	
3 帰 宅 時	(1) 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。	
	(2) 理由のはっきりしないすり傷やあざがある。	
	(3) すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。	
	(4) 帰宅時刻が遅くなっている。	
	(5) 学校の話をしなくなっている。	
	(6) 学用品や自転車、持ち物が壊れていたり、落書きがあつたりした。	
	(7) 外出したがない。	
4 友 人 関 係	(1) 特定の友達に対する言葉遣いが不自然で丁寧である。	
	(2) 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりしている。	
	(3) 友達から頻繁に電話やメールがあり、それを気にしている。	
	(4) 遊んでいるとき、友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。	
	(5) いじめの話をするとう強く否定する。	
5 家 庭 で の 様 子	(1) 親と視線を合わせない。	
	(2) 家族と話をしなくなる。	
	(3) 親に反抗したり、兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。	
	(4) お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになった。	
	(5) 部屋に閉じこもりがちになった。	
	(6) 部屋にある持ち物がなくなっていく。	
	(7) 学習への意欲とともに成績が下がってきた。	
	(8) 食欲がなくなってきた。	
	(9) ため息をつくことが多い。	
	(10) なかなか寝付けないようだ。	

6 自由記述欄（いじめや体罰、普段の生活について気になること不安なことなどがございましたらご記入ください。）

<資料4> 教師用・学校用チェックシート

1 いじめ発見チェックシート（教師用）

	チェック項目	確認
朝 の 会	遅刻、欠席が増えたり、時刻ぎりぎりの登校が目立ったりする。	
	表情がさえず、うつむき加減でいることが多い。挨拶をしなくなる。	
	出席確認の際、声が小さかったり、頭痛や腹痛を頻繁に訴えたりする。	
授 業 中	授業の始めに、用具や机・椅子などが乱れている。周囲の生徒が机や椅子を離そうとする。	
	所持品や机に落書きされたりする。	
	正しい答えを冷やかされたり、正しい意見なのに支持されなかったりする。	
	保健室やトイレに行きたがる。	
	テストの成績が急に下がり始める。 グループ活動で孤立しがちである。	
休 み 時 間	教室や廊下で、一人でいることが多い。あるいは、自分の机から離れない。	
	休み時間は、トイレや相談室に閉じこもることが多い。	
	用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをうろうろしたりする。	
	そばを通る生徒が大げさに避けて通る。ちょっかいをかける。	
	物が壊れたり、事件が起きたりすると、その子のせいにされる。	
	遊びと称して友達と一緒にいるが、表情がさえない。 グループから外れて一人ぼつんとしており、沈みがちになっている。	
給 食 時 間	机を寄せてグループを作ろうとしない。寄せても隙間がある。	
	特定の生徒が配膳すると嫌がられる。	
	腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりする。	
	特定の生徒だけが片付けをさせられている。	
清 掃 時 間	人が嫌がる仕事ばかりしている。一人で離れて掃除をしている。	
	特定の生徒の椅子や机だけが運ばれず、放置されている。	
	衣服が濡れたり汚れたりしている。	
	清掃後の授業に遅れてくることが多い。	
帰 り の 会	特定の生徒の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。	
	他の生徒の持ち物をよく持たされる。	
	班ノートや学級日誌などに気に掛かる表現や描写が表れる。または何も書かなくなる。	
	急いで一人で帰宅したり、用もないのに学校に残っていたりする。	
ク 活 動 等	一人で準備や片付けをさせられる。または、休憩中一人でいる。	
	クラブ活動に遅れてくることが多くなる。あるいは頭痛、腹痛、体調不良をよく訴える。	
	特定の生徒にボールを打つ。あるいはほとんどボールを回さない。ペア練習で取り残される。	
	理由がはっきりしない、けがや汚れがある。	

2 いじめ問題に対する日常の取組チェックシート（学校用）

	チェック項目	確認
未然防止	全員の生徒に声をかけ、生徒のよいところを積極的にほめている。	
	一人一人の生徒に活躍の場を設定している。	
	自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。	
	生徒同士でよいところを認め合う機会を設定している。	
	仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。	
	分かる授業づくりに努めている。	
	小学校と中学校が十分な情報交換を行っている。	
	体験入学等、小・中学校間の子どもたちの交流が図られている。	
	教職員による小・中学校の交流や連携が図られている。	
	生徒の小さな頑張りを家庭に伝えるなど、保護者とコミュニケーションをとっている。	
	家庭と連携しながら、生徒の基本的な生活習慣の定着を図っている。	
	道徳や学級活動の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導している。	
生徒会活動等で、いじめ問題との関わりで適切な指導や支援を行っている。		
生徒に幅広い生活体験を積ませ、社会性の涵養や豊かな情操を培っている。		
早期発見・早期対応	生徒と触れ合いながら、生徒の変化をつかんでいる。	
	生徒たちを複数の目で見ると、教室以外での児童の様子について情報を集めている。	
	定期的にアンケート等を実施し、情報収集を図っている。	
	生徒と信頼関係ができており、生徒が悩みを相談している。	
	生徒が養護教諭やスクールカウンセラーにすぐ相談できる体制になっている。	
	生徒や保護者に相談電話の窓口や電話番号を知らせている。	
指導体制	養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと積極的に連携している。	
	気になることが、すぐに管理職や学年主任、教育相談担当等に報告されている。	
	日常生活の変化等、気になることをすぐ保護者と話し合っている。	
	いじめ問題の解決に向け、全職員が一致協力することの認識が徹底されている。	
学校外連携	いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っている。	
	生徒が出すサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。	
	いじめについての訴えに対し、問題を軽視することなく適切に対応している。	
	P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ根絶に向けたネットワークづくりを図っている。	
学校外連携	家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校だより等を通じ、家庭との連携を図っている。	
	家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えている。	
学校外連携	必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っている。	

3 いじめを認知したときの対応チェックシート（学校用）

チェック項目	確認
いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。	
管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
いじめを受けた生徒の安全確保がなされている。	
いじめを受けた生徒から、いじめの内容について十分に話を聞くことができる。	
町教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。	
いじめた生徒からいじめを受けた生徒と同じ内容の話を聞くことができる。	
当該生徒の保護者への第一報を行っている。	
いじめ緊急対策会議を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。	
職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。	
校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。	
いじめを受けた生徒の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。	
いじめた生徒や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。	
当該生徒の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。	
町教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。	
PTAと連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組んでいる。	
地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組んでいる。	
町教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出している。	
「いじめが再発していないか」、「いじめを受けた児童がいやな思いをしていないか」など、見守っている。	
いじめを受けた生徒の不安がなくなり、安心して学校生活が送れるようになっている。	

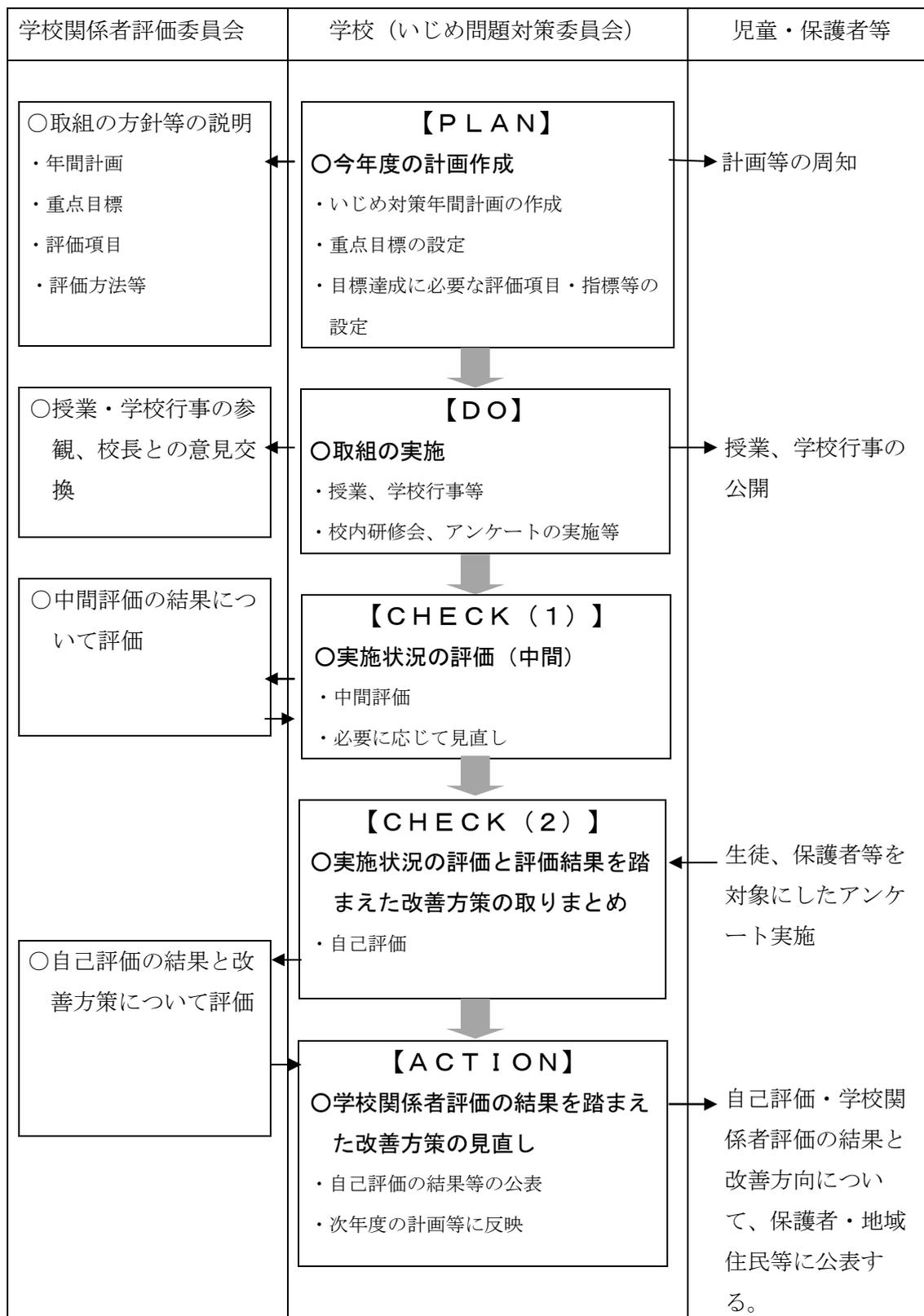
<資料5> <令和8年度> いじめ対策年間計画

■：教職員間の活動 ○：生徒、教師、保護者の活動

	実施計画		留意点等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■学校間、学年間の情報交換 指導記録の引継 ■学校経営方針の周知と共通理解・生徒指導委員会、いじめ問題対策会議と、いじめの未然防止に向けた取組の確認 ○経営方針の保護者への周知 ○学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり ■いじめ・不登校対策委員会（ケース会議） ■町教育委員会との情報交換 	学年会 職員会議 授業参観 始業式 学級活動 実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・学校としての基本的な姿勢の共通理解を図る。 ・学校・学級においていじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回学校・生活アンケートの実施 ○体育祭等の行事を通じた人間関係づくり ○修学旅行を通じた人間関係づくり ■いじめ・不登校対策委員会（ケース会議） 	職員研修会 学級活動 学校行事 実態把握 中総体壮行式	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果を通じて、学校・家庭の様子を互いに共有すると共に、連携した教育活動の信頼関係を築く。 ・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○話し合い活動「学級の向上に向けて」 ■いじめ・不登校対策委員会（ケース会議） ○部活動を通じた人間関係づくり ○「ネットいじめに関する研修会」の実施 ■町教育委員会との情報交換 	学級活動 実態把握 情報交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・学級での話し合い活動を通じて人間関係について考える。 ・部活動を通して人間関係について学ぶ。 ・KDDI スマホ・ネット安全教室の実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> ■いじめ・不登校対策委員会（ケース会議） ■町教育委員会との情報交換 ■職員による学校経営評価の実施 ○全学年三者面談 	いじめ問題対策委員会 三者面談	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、地域住民、家庭、教育委員会が連携していじめ問題に取り組む。 ・いじめ対策について、PDCAを回して点検する。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ■生徒理解研修会の実施 ○夏休み明けの生徒の変化の把握 ■いじめ・不登校対策委員会（ケース会議） ■町教育委員会との情報交換 	職員研修会 学年会等 実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・支援・配慮の必要な生徒についての情報を共有すると共に、指導の方向について共通理解する。また、ケーススタディを通して指導技術や相談技術を高める。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ■いじめ・不登校対策委員会（ケース会議） ○夏休み明けの教育相談（チャンス相談）の実施 ○保護者向け、学校生活アンケートの実施 ■町教育委員会との情報交換 	実態把握 教育相談 集会活動 学校行事	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み後の生徒の様子に気を配り、SCを活用して教育相談を実施する。 ・行事を通してお互いの理解を深める。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ■いじめ・不登校対策委員会（ケース会議） ○合唱コンクール・文化祭の取組を通じた人間関係づくり ■町教育委員会との情報交換 	実態把握 学校行事	<ul style="list-style-type: none"> ・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。 ・行事を通してお互いの理解を深める。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ■いじめ・不登校対策委員会（ケース会議） ■町教育委員会との情報交換 ○三者面談、二者面談の実施 	実態把握 三者面談（3年生） 二者面談（1・2年生）	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の変化、アンケート等を基に、実態に応じて教育相談を実施する。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ■町教育委員会との情報交換 ■いじめ・不登校対策委員会（ケース会議） ■○学校評価の実施（生徒・保護者・地域アンケート） 	学校評価	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策を点検する。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ■いじめ・不登校対策委員会（ケース会議） ■次年度計画会におけるいじめ防止基本方針の見直し ■町教育委員会との情報交換 	実態把握 職員会議 情報交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み後の生徒の様子に気を配り、必要に応じてSCを活用しての教育相談を実施する。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ■いじめ・不登校対策委員会（ケース会議） ■町教育委員会との情報交換 	実態把握 学校評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教師、保護者、地域の方々の評価を基にPDCAサイクルを回して計画を見直す。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ■町教育委員会との情報交換 ■いじめ・不登校対策委員会全体会 ■小中連絡会の開催 	小中連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐため次年度に向け、資料づくりと情報交換による共通理解を図る。

※ 学校生活アンケート（いじめアンケート）は毎月実施する。

＜資料6＞学校評価の進め方



<資料7>重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」

「聞き取りシート」【いじめを受けた生徒用】

令和 年 月 日
時刻： 時 分から
時 分まで

記録者：

年 組 氏名 _____

<された場面>

日時 (いつ頃から)	場所	誰にどんなことをされたか・誰に どんなことを言われたか ※その時の気持ちはどうだったか	近くにいた人
月 日 時			

<説明図（誰にどの位置でどんなことをされたかなど）>

<メモ>

「聞き取りシート」【いじめた生徒・傍観していた生徒用】

令和 年 月 日
時刻： 時 分から
時 分まで
記録者：

年 組 氏名 _____

<いじめに至ったきっかけ>

<行った、または、見た場面>

日時	場所	誰が誰にどんなことをしたか（したのを見たか）・誰がどんなことを言ったか（言ったのを聞いたか）	近くにいた人
月 日 時			

<説明図（誰がどの位置でどんなことをしたかなど）>

<メモ>

<資料8>

(様式・中学 年生)

令和 年度 いじめの認知と対応の記録一覧 (令和 年度入学生：中学 年生)

秘

【 利府町立 中学校 】 (/)

No.	被害生徒の学年・組・性別 氏 名	いじめの内容	指導の内容	解消・指導観察
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

<保存期間> (1) いじめアンケートの質問票 … 卒業するまで
(原本の内、いじめ認知されたものを台帳に綴る。)

(2) 「いじめの認知と対応の記録一覧」 … 卒業後5年

<作成学年> (1) 入学年度ごと(学年ごと)に作成し、いじめの認知日順に記載する。